

第24回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年6月10日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後 1時30分 会長宣言

出席委員(12人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
2番	見山 収		
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治	11番	一二三八郎
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(1人)

9番 清水 干城

職員及び関係者 局長 下垣 吉正  
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農用地利用集積計画(案)について
第2号議案	農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
第3号議案	農地法3条の規定による許可申請について
第4号議案	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第5号議案	平成28年度事業計画について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後 1時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

8番委員 佐藤 誠      13番委員 川上 博久

会 長： 日南町は鳥取県で最初になるのですが、5月の議会で決まっております、今まで13名の農業委員を10名にされ、推進委員を9名に増やされたという事です。13名を19名体制でされると決まった様です。日野町が今月の議会に通されるという事で、情報を聞いて見ますと、日野町の場合、現在11名の農業委員さんですが、委員を5名にして、推進委員を3名にするという事です。11名が逆に8名体制でされるということで、町によってこの様に扱いが違います。江府町をどのようにするか、ということこれから検討しなければいけないと思います。前回の建議の時に、竹内町長に来ていただき、その話をした時には、諮問会議を設けないといけないという話でしたけれども、諮問委員会を作るという事の様です。町長も代わられるので、新たな町長との話になると思っています。いずれにしても、議会に通すことになりますと、やはり農業委員が主体に案を作り、諮問委員会が出来るまで、農業委員会の立場で、いろいろな意見を述べさせてもらうことが必要ではないかと思っています。今日のその他の(2)の方にもその点を挙げておりますので、そこでまた、議論していただき、森井さんの話を聞いていただき、江府町農業委員のあり方をどうするか、ということの議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。議題も5件ほどありますので、ご協力をお願いしまして、スムーズに終わる様にお願いをしたいと思います。

議 長： 議事を進めたいと思います。よろしくお願いをします。

これより総会審議に入りたいと思います。本日の欠席の通告は、清水委員でございます、12名出席で、会議は成立いたします。まずは議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させていただき事に異議ありませんか。

委 員： はい。(全員)

議 長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員は8番の佐藤委員さん、それから13番の川上委員さんをお願いをしたいと思います。よろしくお願いをします。本日の会議書記は、事務局を指名いたします。議事に先立ちまして、報告事項がございますので、事務局より説明をお願い致します。

事務局： 失礼します。お手元の総会資料の2ページ目をご覧ください。報告事項としまして、農業用施設の設置に伴う農地転用についての届出がありましたので、報告させていただきます。下蚊屋の〇〇〇〇様から農業用倉庫の建て替えをするという案件が出ました。ただし、面積が〇〇㎡であ、既に既存の建物を壊されて同じものを建て直されるという内容です。現在、下蚊屋集落の河川の工事が行われておりまして、その付近の農機具小屋です。

続きまして、もう1件報告事項があります。3ページ目をご覧ください。合意解約の届出が出ております。農地法第18条第6項の規定による解約通知がありましたのでご

報告をさせていただきます。議案にあります通り、〇〇〇〇様が〇〇〇〇様から農地を借りられていましたが、後程の利用権設定でも出てくる案件ですが、〇〇さんが体調不良により今年1年農業が出来ないということです。それで、借り受けておられた農地を合意解約されたという内容です。今後、どなたが借りられるかということはまだこれからです。中山間地直接支払の協定農用地の範囲内に入っておりますので、協定の中でも話をされている途中です。報告事項としましてはこの2件です。

議 長： ただ今の報告内容について、何かありますか？

委 員： ありません（全員）

議 長： それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号、「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 4ページ目以降をご覧くださいと思います。農用地利用集積計画（案）が江府町農林産業課から提出されました。この度は、7ページ以降を見て頂きますと、備考欄にすべて新規と記載してありますが、利用権設定の手続きに1ヵ月以上の空白期間が出て来た方がおられました。このような方は、新規扱という事があり、新規となっています。7ページの整理番号66番から随時説明させていただきますと、新規の方のみ簡単に説明させていただきます。66番は〇〇〇〇様と〇〇〇〇様との利用権の貸し借りです。俣野の方です。〇〇様は、特に俣野の周辺で農地を借り受けておられ、他にも〇〇〇〇さんの農地を借り受けて耕作されておられます。67番についても新規ですが、〇〇〇〇さんが事故に合わせ農地が作れないとのことであり、短期間、一時的に〇〇〇〇様に耕作していただくという内容です。68番につきましては、こちらの方も先程合意解約の報告をさせていただきましたが、〇〇さんが借り受けられていた農地ですが、こちらの方は〇〇さん自身の農地を今年1年は耕作できないが、来年以降は耕作される予定です。同じ小江尾の〇〇〇〇さんに代わりに耕作してもらおうという内容です。69番につきましては、新規と記載しておりますが、〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんは再設定です。これも空白期間ができたために、手続きが遅くなったため新規となっておりますが、実際には再設定です。次の70番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地ですが、こちらの方は新規の利用権設定です。〇〇支所長の〇〇〇〇さんが耕作されるため、借り受けされます。71、72、73までは、こちらの方も、〇〇〇〇様、池ノ内の〇〇〇〇様、尾之上〇の〇〇様。9ページの方につきましてもすべて再設定です。74番だけは新規です。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様は新規で借り受けておられますが、それ以外の72から73までは継続です。また、賃借料が全体と記載しておりますが、これは1反あたり5,000円ではありません。カッコで全体と記載してありますのは、例えば72番の一番上の〇〇〇〇番地の〇,〇〇〇㎡、これ全部で

5, 000円という契約をされております。1反あたりではなくて全体で5, 000円です。75番から79番は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、最後の11ページの後さんまで全て新規扱いにはなっています。すべて新規になっておりますが、手続きに空白があったため、実際は再設定です。新規以外についての説明は省略をさせていただきます。利用権設定を借り受けされる借り手の状況につきましては、15ページに一覧が載っておりますので、皆様今まで担い手として耕作されておられる方ばかりです。

議長： 事務局より説明をしていただきましたが、継続、再設定の審査もあるのでございますが、各地区の委員さんにコメントを頂きたいのですが、66番は俣野、宇田川委員さんをお願いします。

3番： 良いです。

議長： 良いという事で、それから67番。川上委員さん。

13番： 江尾の関係を申しますと、〇〇〇〇さんは、今事務局が説明をされておりました様に、交通事故という事で、取り敢えず1年間で、来年からはまた自分が耕作すると言われておられました。農業塾のリーダーであります〇〇さんで一括管理していただくようにしております。以上です。

議長： 68番は上前委員さん。

12番： 事務局からの報告のとおりでございます。

議長： はい、69番、宮市は、見山委員さん。

2番： はい、69番と71番は期間が切れたという事です。新規になってはいますけど再設定です。

議長： 70番、一二三委員さん。

11番： 先程も、事務局から説明がありましたけれども、〇〇さんは農協の江府支所の支所長さんをしておられます。退職後に備えて、借りられた田は、十分に今まで耕作をされていないようであり、自分が退職をして、作物を作るまでに土作りをしておきたいとのことです。美用の堆肥を入れたり、いろいろやっていきたいと言う様なことを本人さんから希望を聞いております。結構なことだと思っております。以上です。

議 長： 72番俣野は宇田川委員さん。72番、73番、74番までお願いします。

3 番： 現地を確認しております、大丈夫です。

議 長： それから、75番、谷口委員さん。

7 番： 75番から〇〇〇〇さんの分ですけれども、これは再設定でありますので、今まで作っておられます。よろしくお願ひいたします。

議 長： 以上ですね。コメントを頂きましたので、質疑に入りたいと思います。何かございましたら、挙手をお願いします。

委 員： ありません（全員）

議 長： それでは、ほとんど再設定という事で、異議なしという事でよろしゅうございますか？賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： 原案通り承認したいと思います。続きまして議案第2号、

会 議： 会長さんよろしいでしょうか。農業会議の参与の森井です。これまで権利設定するのは、農地法3条の許可と、基盤強化法の利用集積計画に基づく利用権設定だけだったのですけれども、2年前から農地中間管理事業というのが始まりました。今回利用権の設定を受ける借り手の方に、中間管理事業の手挙げをして、応募しておられる公募に手を挙げておられる人が、有るかどうかは分かりませんが、そういう方の利用権の設定については、是非中間管理事業の方で対応して頂ければと思います。いろいろ政策誘導がそっちの方に参っておりますので、そういう事でちょっとご留意を願いたいというお願いでございます。

13番： 宮市の場合前回からしています。2か月前から中間管理機構を通して、そういう形で。

7 番： 仮に平場だったら出るが、仮に出ずとして戻って来る。受ける者が無ければ。

13番： 中間管理機構で選別されるので。

7 番： 中山間の奥の方に、借り手が来られますか？

局長： 本日、担い手機構の天満さんと日野局でお話ししました。担い手として手上げされているのは4名程の方です。昨年度から、江府町の担い手として50a以上の方を対象に、10a当たり5,000円を交付する事業をしています。このようなが、今後、基盤法の利用権設定をする時には、これから切り替えなりしていく。中間管理の方もありますので、このような提案をこれからはしていきたいと思います。時代が農地中間にシフトしています。当初農地中間と言うと人參ばかりの説明しかしていなかったと思いますが、もう少し中に入った説明を、たくさんの方に一度には説明は出来ないなので、切り替え時期とかそういう時に、農林産業課と農業委員会が二人でうまく切り替え時期にはそういう説明をさせていただき、なるべく農地中間の方にシフトし、国のいろいろな優遇な制度なり事業を受けやすい状況には持って行きたいと考えております。

12番： 個人間同士ではあまり思わしくないということか？

局長： 国が、どちらかと言いますと、集積する関係で、農地中間にシフトをしており、それに取り組むと様々な事業が出来ますよ、という仕組み作りをしております。

12番： それは分かるが、今いったように、平場だったらそれでできるが、山場ではなかなか、個人間でしないと難しい。

2番： 我々はまだ2年目です。期間の切れる時期がありますよね？それを事務局が前もって教えてくれれば、そんな相談も出来るのでは？

局長： この間も50a以上の方にお集まりいただき説明させていただきましたが、なかなか全体で話をしても理解がしにくい部分があります。個別に、多くても5人程度、膝を合わせてそういう話をさせていただき、なるべく農地中間事業の方に移行のお願いをしていこうと考えております。

2番： その辺の情報が貰えなければ、その情報が分からないので、個人は勝手に出されるのでは？

13番： 出し手と受け手に両方にメリットが有る様であるが？

局長： 各集落に出向き、集落の方がおられる場合、なるべく国が今やっています農地中間の方にシフト出来る様な対応にこれからは取って行きたいと考えています。

8番： 意見を言わせてもらっていいですか。今局長が言われる事は良く分かります。もちろん、そういう事は国が一生懸命進めている訳なので、それはそれで良いが、先程谷口委員が言われたように、結局これは、平場も山手の一緒なんです。はっきり言えば、山手

は川上さん全然違います。私が言いたいのは、仮に中間機構に預けるのは良いけど、3年間経って引き取り手が無いと、それでは戻します、という事になって来る。戻された時には田んぼはどんなことになっているかと思う。だから、それは安易に中間機構を通すのはいいけれども、安易に外へ出せば3年間は良いでしょう。その後どうするかという話です。その辺のところをきちんと議論して、ちゃんと仕組みを作っておいてからしないと、「まあ中間機構は国がしているので取り敢えずそこに預け下さい。」なんて言う事をしていると、早い話、耕作放棄地をたくさん出すだけです。

13番： 農地中間管理機構も受ける方ですから、出す方も農地を選別しながら。何でもかんでもではないですから。

8番： それは良いけど、実際にその後では。

2番： それは自分が答弁されなくても、事務局が答弁すれば良い。

8番： 川上委員が言う事ではない。事務局がどう考えているか。実動部隊がとにかく動かないと。なぜ推進委員を別に作、議論ばかりしていても、物事が進まないからこういうこと。具体的にどうするかと言う議論をきちんとして、きちんとしたやり方を決めてからしないと、国がしているから切り替えるというそんなことにはならない。現場は。

事務局： 今課長も言われ、見山委員さんも言われたとおり、今まで利用権設定といいますと、単純に更新時期が来たら通知をし、それが出てきたのを集めて総会の議案にかけていたといった様な節があります。もう1つは、先程1年の短期間のような、緊急避難的にされるというケース等もありますけれども、本来は、こういった担い手、先程課長も言われた、50a以上の方の斡旋名簿があり、本来は斡旋調整会議を事前に行い、利用集積するのが本来のやり方です。こういうことが機能しておりません。利用調整会議を先程、見山委員が言われた様に、更新時期も12月に合わせるようにしております。そうしますと前もってある程度、農地がまとまって出てきますので、この辺りを集積したら、例えば、まとまって中間管理に預けるといったことを宮市法人の様に調整できると思います。

8番： 公社も同じ事。公社も預かったのは良いが、ところがこれを戻しますと戻されても本人はどうしたら良いか？それと同じこと。中間管理機構それは制度としては良い。だけど具体的にそれをどうするのかという事をちゃんと持っていないと、取り敢えず公社に預けてください、中間機構に預けてくださいと。預けるのは良いが3年経ったらどうなるか。

5番： 森井さんが言われたのは、今回の議案に出ているものでも、ちょっと話をすれば農地

中間機構を通して契約がいくらでも出来るということ。当然、メリットはほんとは無いかもしれない。取り敢えずメリットはなくても、格好だけでも中間管理機構に一度中に入れてもらい、〇〇〇〇さんでも出来るんですよ、ということをお願いしたい。たいして意味はないが、なるべく通して貰えないでしょうか？というお願いをされた訳です。それ自体は余り意味ないこと。

2 番： 情報を貰えれば、農業委員も動けるので、その情報が、期限が分からないので早めにわかっていれば。今まで耕作していたという事も分かる。

議長： まさに中間管理機構を通すというのが、1つの制度上、全国的に展開されており、メリットもある様です。中山間のように条件の悪い所は、先程佐藤委員が言われた様に、3年間で探せ、マッチングと言ってもなかなか難しいと思います。これが返って来た時には、どうなっているか？本当に考えておかないといけない事だと思います。江府町も既に中間管理機構に何件か出しておりますし、それなりにしています。事務局長は農林産業課の課長ですので、うまくしてくれると思っていますのでよろしくお願いします。議題を先に進めたいと思います。議案第2号に入りたいと思います。「農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局： 16ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申の依頼が町からありました。17ページ、18ページ以降21ページまでがこの資料です。申請のあった内容は、西成集落の一番下の方に、〇〇〇〇さんという独居のお婆様がお1人お住いですが、その息子様が数年後に定年退職にされるとのことです。現在は〇〇〇にお住いの様ですが、将来的には、帰って農業をされるとのことです。今でも土曜日に帰られて実家の耕作を手伝わられておられる様です。お婆様が独居で暮らしておられる家が古く、今度ご夫婦で返って来たいという構想をお持ちですが、そうすると居住する所と農業を本格的にしていこうとした時に、農機具小屋が無いということです。できれば17ページに地図を付けておりますが、申請地の田ですが、その上の集落側の方に実家がありますので、その隣の農地に野菜を作っておられます。ここが中山間地域等直接支払協定農用地でもあります。今の所、宅地候補はこの農地しか無いということです。ここは農振農用地であります。農振農用地から除外となれば転用し、今年度中に認められれば、田であるので、表土を剥ぎ乾燥をさせてからでない住宅が建設できないということです。建設予定は、来年以降です。詳しい事業計画は今回は載せてはおりませんが、〇〇〇㎡の中にご夫婦が住まれる住居と、農機具小屋を作られるとことで農振農用地からの除外申請が出ております。本日欠席されておりますが西成担当の清水委員さんと長尾委員さんに事前に立会って頂いております。中山間地域等直接支払制度の協定農用地の転用をすると、すべての団地の交付金が返還対象となります。ただし、このように新規就農の農業者の方が居住するための転用といった場合には、転用した農地だけの返還で済むという特例になっています。これについては、既に西成集落内で、役



場と協議をしております、既にご了解を頂いている事項でございます。こちらからの説明は以上です。

議長： 担当委員の清水さん今日は欠席ですので、長尾委員さん何か。

5 番： 6月6日に案内を貰い、立会しております。写真の様な状況で、自家菜園的に畑のように耕作されています。以前は水稻を作っておられました。面積が〇〇〇㎡と大きいですけれども、せつかく帰って新たに農業をしていただくという事は最近なかなかないと思います。頑張ってもらわないといけないと言う様な気もしますし、農機具庫付の住宅を新築という用地であるという事であれば、是非協力してあげないといけないのではないかと個人的な意見ですけれども思います。皆さんにご報告をさせていただきます。

議長： ありがとうございます。それでは議案第2号の質疑に入りたいと思います。何かございますか。

11番： 申請をする前に、例えば建物の平面図とか、例えば屋敷に対する配置図とか、そういう物は必要ないのですか。

事務局： 転用の申請の時には提出してもらいます。まだ農振農用地からの除外申請ですので、見積書と簡単な計画書は、町への申請書に添付して頂いております。

11番： わかりました。

議長： 転用の時にはそういう計画図を付けてもらうという事です。農振除外の時は付けなくてもいいと。他にございませんか。

事務局： 19ページの黄色の箇所が農振農用地区域です。赤色の箇所が申請地です。農地を分断するような場所ではありません。

議長： 他にございませんか。無い様でしたら、議案第2号につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

委員： (全員挙手)

議長： ありがとうございます。賛成ですので原案通り承認いたします。続きまして議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 22ページをご覧ください。22ページ、23ページが資料でございます。農地法第3条の規定による許可申請が提出されましたので審議をお願いします。案件は、武庫の〇〇〇〇様の農地です。23ページを見て頂きますと、〇〇〇〇様の自宅の裏手の方に〇〇〇〇様の農地があります。ここの農地は、〇〇〇様の自宅横に赤線が入っており、家の敷地を通過しなければ農地に行かれないということあり、以前から〇〇〇様が耕作され、現在もこの写真のとおり野菜を作られている畑です。この農地を〇〇〇様に譲渡したいという申し出がありましたので、議案にあげております。〇〇〇〇様は、下限面積が武庫地区は0.4aですが、5反以上すでに耕作されております。また、中山間地域等直接支払制度の武庫・新道・一旦集落協定の第4期からの代表もされておられます。以前は学校の教員をされていた様ですが、現在は農業をされていらっしゃるようです。

8 番： ここの色が塗ってあるところは、ちょっと高くなっている所ですか？平地か？

事務局： 俣野に向かう県道沿いの裏の方です。ちょっと高くなっており傾斜があります。

議 長： これにつきましては、宇田川保委員さんお願いします。

6 番： 〇〇〇〇〇さんは、米屋をされており、今はされたりされなかったりのようです。〇〇〇〇〇さんは広島から帰ってこられて、農業に取り組んでおられます。ちょうど家の裏で、帰った当時から借りられ、ずっと耕作されておりました。家の真裏ですから作りやすく、畑も石だらけで結構硬い畑でしたけれども耕し、野菜が出来る様にされています。良いのではないかと私は思います。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。それでは第3号につきまして、質疑に入りたいと思います。何かございますか。

委 員： ありません（全員）

議 長： 無い様でございますので、第3号につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

議 長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。続きまして議案第4号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局よりお願いします。

事務局： 失礼します。議案第4号、第5号につきましては、今年の3月の定例会で既に内容に

については審議を頂き、決定していただいております。この度再度議案にあげさせて頂いたのは、まず議案第4号につきましては、28ページをご覧いただきますと、(6)の地域の農業者等からの意見等という事です。公告縦覧致しましたが、特に意見はありませんでした。ここが確定したということで今回議案に挙げさせて頂いております。他のページにも29ページ、30ページそれぞれ項目で地域の農業者からの意見等有れば、それがここに上がってくるのですが、特段ありませんでしたので、意見なしという事で、確定をしていただければ、という内容です。

議長： 議案として確定したという事の説明でございます。何かございますか。よろしいでしょうか。

委員： はい（全員）

議長： 議案第4号、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。議案第5号「平成28年度事業計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： こちらの方33ページから最終ページの41ページまでですけれども、こちらにつきましても、3月の定例会で既に計画（案）については審議を頂いており、決定しております。先程の4号議案と同じように、例えば38ページの3番の地域の農業者等からの意見等という事で、それぞれの項目ごとにあるのですけれども、特段目標とか活動計画に対して意見は無かったという事です。これも同じ内容でございます。

議長： これも前回の分の確定の内容でございますのですが、何かございますか？

事務局： これは議案ではございませんが、ここに記載している事でございますが、ホームページに議事録等を情報公開しないといけないという事もあります。ホームページ上でなかなか公表していなかった部分もあるのですが、今後は国の方からの是正指導もあり、随時こういった内容を挙げさせて頂ければと思います。よろしく願いいたします。

8番： 議長、1つ質問させてもらってもいいですか。ここに出された物については分かりません。これでいいと思います。今日これから予定もされているのですが、農地法ではなくて、農業委員会の制度の改正に伴って、ここに書いてある、例えば先程から話が出ている、耕作放棄地の解消であるとか、或いは新規参入についての集積と農地の担い手への集積、そういった事がある意味義務付けられるという事に成るのか？あるいは、あく

までもこれは目標という事に成るのか、そこら辺の所が、はっきりしないと、これから、これについては何の意見もありません。これは今原稿ですから。ですが、そういう事がある意味で責任を持たされるという形になるとすれば、今後の取組みは、変わってこないといけないという風に思うんです。先程から言う様に具体的に、ではどうするのかという話をしないと、耕作放棄地の解消という事は何十年も前から言っているのだけれども、一向にそれは出来てないという結果は、なぜかと言うと、農業委員会にその責任がある意味を持たされていなかったということでしょう。これは何とかしないとイケないな、という議論はいくらでもあるのだけれども、実際に、具体的に、どうしてこれを解消に持って行くのかという話が全く、全国的になかったという結果が今日になっている訳です。そこら辺がどういう風になるのか、また後で聞いても良いですが、わかっていたら。

事務局： 佐藤委員が言われた通り、後程、森井さんをお願いしている講演の内容になりますが、今までの必須事務は、先程議案で審議していただいた内容、農地法に関連することにプラスし農地の利用の最適化推進活動が必須事務になりました。担い手への農地利用の集積とか遊休農地の発生防止など、任意事務だったものが必須事務になり、最適化推進委員は来年からとなりますが、その事業は4月からしなければならないということに変わりました。佐藤委員さんの言われた通りであり、そういった事を具体的に今後考えて行かなければならないと、そのためにまずはどういった事をしたら良いかということです。このため、今回、森井さんに来ていただき、勉強させてもらえたらということです。

議長： 森井さん、そういう事ですが、その辺も含めて後程、お話をさせていただけたらと思います。では、議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。一応これで議事は終了しましたので、その他に入りたいと思いますが、その他の1番、農業経営改善計画認定申請について、説明いただけますか。

事務局： 資料1を別紙で配らせて頂いています。6月8日に農業経営改善計画認定審査会を開いております。認定農業者の方が5年間の経営改善計画を提出して頂きますと、認められれば引き続き認定農業者として継続できるということです。この審査会の事務は、農業委員会に委嘱されており、このため、審査会の事務局を農業委員会事務局でさせて頂いております。この度は、2件、〇〇〇〇様、〇〇〇様、それぞれ申請頂きましたが、審査の結果、再認定となりました。これで認定農業者の方が、江府町内に4名となります。他は、〇〇〇〇様と〇〇〇〇〇様です。今後も新規就農の方が申請される可能性があり、農業経営計画改善認定審査会も新規就農の方についても、審査する会として今後も進めて行くということを決めております。以上です。

議 長： 私も審査員として出席しましたが、江府町では貴重な認定農業者の方、トマトを作っておられる方と畜産の方です。この間も建議でしました〇〇さんの所の堆肥を使って何とか町の方で支援していただけないかという話もしました。いろいろ話も聞きましたが、かなり江府町の場合は格安というか、よその町に比べたら安い堆肥に成っておりますのでという事ようです。ちょっとその辺の宣伝も必要ですし、ただ、冬場に出たものを、冬場の処理に困っておられる。岸本辺りはかなり投資をして、大きな部屋を儲けて攪拌して、良い堆肥を作っておられるようです。あそこは施設のまだちょっとできて無い様な感じがしますが、その辺は、個人でもらうのもちょっと大変だなと感じております。町の支援とかでされたらいいかなと思います。

1 1 番： 堆肥舎は皆さんもご存じだと思いますが、あれはたしか町が1億円助成して出来たのではないですか？

局 長： 堆肥舎は町の施設でございます。管理の方を〇〇〇さんをお願いしています。昨年の秋は特裁の方でお世話になっていましたが、どうしても冬の間は溜まり、春になると春撒きにして田んぼとかする人がなかなかいないので、畑とかにも撒くように考えを持っていかないといけないのかなと考えています。それ以外にも〇〇さんと言う様な話もあります。

1 1 番： 切り替えた堆肥は、今は良い堆肥。

7 番： 今は。冬が困る。

6 番： 今年初めて同じ作り方をされたら、青すぎて、出来すぎて大変な目に合っている。肥料を少な目にすれば良かったが、植付を例年と一緒にしたら出来すぎて青々として、出来るのはよく出来ると思った。後は草がどうなのかは分からないけれども。

局 長： 稗も現実的には、発酵の温度さえ上がっておれば、その辺が今までは、うまく発酵の温度が上がらない状態で出荷していたようです。

6 番： どうなっても良いと思い4台入れました。

議 長： せっかくの堆肥ですので、有効利用として皆さん使われてみられるのも。何かちょっと変な雑草が生えたということが前にあった様でして、笠原かどこかで試験的に撒いてみるという話もありましたが。

委 員： 今は切り替えが十分出来て、完熟したものを貰ったら大分良くなりました。

6 番： 今年の春入れたので、秋ではなくて。

議 長： 一時馬糞を使っていたのを今は辞めたと聞いてますが。

局 長： 今は休憩しています。そもそも馬糞を入れた場合ちょっと水分が多かったもので、水分調整もかね、伯耆町の方からそういう話があり、やらせて頂いたところです。水分の方がきちんとできればそのままでも影響はないと。

8 番： 堆肥の利用の話、この間もどんな様子かと聞いて見たけど、会長がおっしゃるように、よそは大体6,000円位それに消費税が付いてどうのこうのという話ですが、今大体4,000円底々位でしているので、大きく言えば3分の1位の補助みたいな格好になっている。であればもっと使うはずではないかなと私は思っていて、ちょっと様子を聞いて見たら、実は「去年とたいして変わりません。」という話なんです。これは何故かなど。1つは宣伝が足りないでしょうし、今からそんな事をしてみたって、という気持ちが生産者の方にもあるかもしれない。そこら辺をどうやって、畜産農家も良いし、あるいは米生産農家も良いし、と言う様なお互いにメリットが有る様にどうやって持って行くか、これはしっかり議論しないといけないのではないかと思っていますのです。端的に言えば、「わかった3分の1位の補助でしておりましたが、半分迄は何とかなししょう。」という話になるのか、そこら辺は宣伝も足りない。そんなことを知っている人がいないから、そこら辺の所はこれからも、是非取組んでもらわないと。

局 長： 言われる通りです。それと反対に営農計画と一緒にその辺もして、どうしても入れた分だけは肥料も少なくなってコストが下がりますよ。ということを含めて農協の営農と一緒にして行かないといけないのかなど。

8 番： せめて有機肥料。今特選米に有機肥料を使っている。それと同額位な1反の物で、それで堆肥と同額位にされるとすれば、そっちを使うと思うんです。大半が。そこら辺の所までまだ行っていないと言うのが実態。

局 長： その辺は、JAの営農の方と一緒に、プラスで堆肥を入れるのではなくて、その分は肥料で何とかありますよと。

8 番： 行政にだけ責任持という訳ではないのだから、農協や、農業委員会ももちろんですが、そこら辺がいわゆる再生協なり組織が有る訳なので、そこら辺を通して、しっかりそれが出来る様な体制をしっかり是非取って頂きたい。

議 長： うまく利用出来る様な形に持って行けたらと思っております。次が、農業委員会法の改正の伴う対応についてですが、これは今から森井さんにお話しただいてから農業委

員会での対応を考えたいと思います。前回、平成25年の時に、農業委員の改正の時にも議論をしましたが、ああ言う形にするのか新たな形にするのか。町長が、諮問委員会を作ると言われた。諮問委員会は農業委員だけではなくて議員さんとか、農協さんとかいろいろな人が入ってきますので、その中で農業委員としての意見を出さないといけないと思います。そういった時に、農業委員会としては、たたき台を作っておかないと、という事になると思います。その部会というか検討委員会をこの中に作っておく必要があるのではないかと、農業会議の森井参与からお話を聞いてからどういう風に対応して行ったら良いか議論をしたいと思います。それでは改めてご紹介を申し上げますが。

5 番： 議事が全部終わってから。

事務局： 総会が終わってからお願いします。

議 長： 総会の日程はここに書いてありますとおり、7月の総会を8日の1時半、今回と同じ時間帯でここでいう事です。会議場が午前中使えないという事で、午後からになりますが、よろしゅうございますか。

委 員： はい（全員）

議 長： それから農地相談会は6月27日月曜日1時半から4時までという事です。開発センターで、担当委員さんは、佐藤委員さんと清水委員さんです。清水委員さんは今日おられないが？

事務局： 清水委員には了解をいただいております。

議 長： 了解ですね。佐藤委員さんよろしいですか。

8 番： はい

議 長： ではこれで第24回農業委員会総会の議事は終わります。

平成 年 月 日

署名委員 8 番委員

署名委員 13 番委員